

様式第三（第二条第一項第三号関係）（平30国交令45・令2国交令98・一部改正）

地域再生拠点区域内における行為の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

地域再生法第17条の18第1項第2号の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木竹の伐採
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積 平方メートル		
(2) 建築物の建築又は設計の概要	(イ)行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）			
		届出部分	届出以外の部分	合計
	(i)敷地面積			平方メートル
	(ii)建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	(iii)延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	(iv)高さ 地盤面から メートル	(vi)用途		
(v)緑化施設の面積 平方メートル	(vii)垣又は柵の構造			
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途	
	平方メートル			
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5)木竹の伐採	伐採面積			平方メートル

(6)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	物件の種類	高さ	土地の区域の面積
		メートル	平方メートル

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地域再生土地利用計画に定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条に定める方法により算定すること。